



平成21年5月20日

各 位

会社名 株式会社 うかい  
代表者名 代表取締役社長 大久保 勇  
(コード番号: JASDAQ7621)  
問合せ先 取締役管理部長 潮 一生  
電話 (042) 666-3333

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理法」という)の施行を機に現行定款規程の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第10条、第12条第3項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かねばならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 決済合理法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第12条第3項)
- (3) 株主の権利行使に際しての手続きについては、株式取扱規程に定める旨を明確にするものであります。(現行定款第13条)
- (4) その他、引用条文や用語・表現等の変更および構成の整理等全般にわたり所要の変更を行うとともに条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容（別紙原稿のとおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会日	平成 21 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日（予定）

以上

【別紙】

2. 変更の内容

変更は以下の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
(1) 料理、飲食店の経営	(1) 料理、飲食店の経営
(2) 旅館業	(2) 旅館業
(3) 食料品の仕入れ <u>及び</u> 販売	(3) 食料品の仕入れ <u>および</u> 販売
(4) 不動産の賃貸 <u>及び</u> 管理	(4) 不動産の賃貸 <u>および</u> 管理
(5) 絵画 <u>及び</u> 美術工芸品の輸出入販売	(5) 絵画 <u>および</u> 美術工芸品の輸出入販売
(6) 美術館の経営 <u>並びに</u> 美術工芸品の展示場の企画運営	(6) 美術館の経営 <u>および</u> 美術工芸品の展示場の企画運営
(7) 宝石、時計、貴金属製品、皮革製品 <u>及び</u> 装身具の輸出入販売	(7) 宝石、時計、貴金属製品、皮革製品 <u>および</u> 装身具の輸出入販売
(8) 損害保険の代理店業務	(8) 損害保険の代理店業務
(9) 生命保険の募集に関する業務	(9) 生命保険の募集に関する業務
(10) 前記各号に付帯する一切の業務	(10) 前記各号に付帯する一切の業務
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行)	(株券の発行)
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	( 削 除 )
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第9条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
(単元未満株券の不発行)	(単元未満株券の不発行)
第10条 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	( 削 除 )
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下、「株主名簿」という。）および株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株式および新株予約権に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条～第46条（条文省略）</p> <p>附則 （新設）</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第44条（現行どおり）</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>